

多治見市子どもの権利に関する条例

本市は、平成元年(1989年)に国連で採択された児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神をふまえ、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図るため、平成15年9月に全国で4番目に子どもの権利に関する条例を制定しました。令和2年3月には、制定後初の改正を行い、「子どもの命を守る」ことを強調する内容を追加し、体罰の禁止も明記しました。

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

名前や学校を言わなくても大丈夫です。もちろん秘密も守ります。家族や友人以外にも困ったこと、どうしたらいいのかわからなくなったことを話したいときは、気軽に相談してくださいね。おとなからの子どもに関する相談にも応じます。

子どものための相談室
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
友だちのこと、学校のこと
自分ごと、家族のことなど
どんなことでも相談してね!

火曜～金曜 13:00～19:00 土曜 12:00～18:00
相談の内容、名前などのひみちは守られるから、安心して話してね

時間:火曜日～金曜日 13:00～19:00 土曜日 12:00～18:00
場所:ヤマカまなびパーク4階(〒507-0034 多治見市豊岡町1-55)
電話番号:0120-967-866
E-mail:kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp
LINE相談:@200fkmnq

友だち登録
してね!



たじみ子ども会議☆子どもスタッフ

年1回開催している「たじみ子ども会議」の企画・運営準備から、「たじみ子ども会議」でまとめた意見を市長へ提出しています。子どもが市民のひとりとして自由に意見を言える場所です。興味のある方はくらし人権課へお問い合わせください。

たじみのみんなと
たじみのこと
はなそ!!



タジニャン

日時:原則第4日曜日 10:00～12:00
場所:ヤマカまなびパーク
対象:小学4年生～高校3年生



第4次

多治見市子どもの権利に関する 推進計画

令和7年度～令和16年度



みんながっておもしろいほくの絵わたしの絵画コンクール2024 最優秀賞/田中心悠さん

本市では、「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」の中で、令和2年度に時代の変化に対応した見直しを行いながら、様々な施策に取り組んできました。

引き続き「多治見市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図り、「子どもにやさしいまち」を実現するため「第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画」を策定しました。

概要版

令和7年3月
多治見市

基本理念

子どもの権利を保障するまちづくり

子どもの権利に関する条例の前文に書かれている
多治見市の子どもたちの思いが込められた、
子どもの権利を保障するまちづくりを基本理念とします。



基本目標

子どものウェルビーイング*を実現するために、次の3つを基本目標として取り組みます。
*ウェルビーイングとは・・・「子どもが心身ともに健やかな状態であること」という意味とします。

基本目標 I

子どもの命を守るため、虐待やいじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・対応に努めます。また、子どもが安心して過ごせる居場所を作り、安心して救済を求められるよう広報・普及を推進します。また、子どもの貧困状況を把握し、必要な支援を行います。

基本目標 II

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

基本目標 III

子どもにもおとなにも命の大切さや人権を尊重する考え方を広めます。学校で人権意識を育てる機会を設け、子どもが自分自身を見つめ、強みや可能性を自律的に叶えられる環境づくりをします。また、保護者が自分を大切にできるようなメッセージの発信など、おとなに向けた広報も行います。

計画の期間

本計画の期間は、「たじみこども未来プラン」と連携し、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。ただし、令和11年度において中間見直しをするほか、大幅な変更がある場合は、たじみこども未来プランと同時に見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
子どもの権利に関する推進計画(10年間)		前期計画					後期計画				
たじみこども未来プラン(5年間)		第3期					第4期				

第4次推進計画
詳細版はこちらから



計画の体系図

子どものウェルビーイングの
実現のための基本目標

I

子どもの命を守り、
安全安心に暮らすための
居場所づくりや体制の充実

II

子どもの主体的な
意見表明・参加の促進

III

子どもの権利に関する
意識の育成・向上

推進施策

- (1)子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実
- (2)関係機関の相談体制と広報の充実
- (3)地域における支援体制の整備
- (4)いじめの早期発見・早期対応のための環境整備
- (5)子どもの貧困状況の把握と施策の推進
- (6)子ども施設等での安心して過ごせる場づくりの推進
- (7)市政への子どもの意見表明・参加の促進
- (8)学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進
- (9)子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進
- (10)地域における子どもの意見表明・参加の促進
- (11)命と人権を尊重する子どもの権利教育の推進
- (12)子ども施設職員に対する研修・研究などの支援
- (13)保護者に対する普及啓発などの支援
- (14)地域のおとなに対する普及啓発などの支援

